

工事の「最低制限価格」「調査基準価格」「失格判断基準率」等の改正について

平成 29 年 4 月 1 日以後に告示する工事の最低制限価格・調査基準価格・低入札価格調査の失格判断基準率を引き上げますので、お知らせします。

(先般、現場管理費の掛け率を5%引上げするお知らせをしておりますが、更に、直接工事費の掛け率を2%引き上げます。)

工事の最低制限価格・調査基準価格の引上げ

工事の「最低制限価格」及び「調査基準価格」の算定方法を次のとおり改正します。

現 行	(※1) 土木系工種	直接工事費× 95% + 共通仮設費× 90% + 現場管理費× 85% + 一般管理費等 65%
	土木系工種 以外の工種	(直接工事費－直接工事費× 0.1)× 95% + 共通仮設費× 90% + (現場管理費＋直接工事費× 0.1)× 85% + 一般管理費等× 65%
改 正 後	昇降機設備 工事	(直接工事費－直接工事費× 0.2)× 95% + 共通仮設費× 90% + (現場管理費＋直接工事費× 0.2)× 85% + 一般管理費等× 65%
	(※1) 土木系工種	直接工事費× 97% + 共通仮設費× 90% + 現場管理費× 90% + 一般管理費等 65%
	土木系工種 以外の工種	(直接工事費－直接工事費× 0.1)× 97% + 共通仮設費× 90% + (現場管理費＋直接工事費× 0.1)× 90% + 一般管理費等× 65%
	昇降機設備 工事	(直接工事費－直接工事費× 0.2)× 97% + 共通仮設費× 90% + (現場管理費＋直接工事費× 0.2)× 90% + 一般管理費等× 65%

(※1) 土木系工種とは、土木、下水道、舗装、造園及び鉄骨・橋梁工種をいう。ただし、土木系工種以外で札幌市土木工事積算基準等により予定価格を積算している工事を含む。

「失格判断基準率」の引上げ

工事の低入札価格調査における「失格判断基準率」を次のとおり改正します。

(WTO適用工事は据置きし、プラント工事は直接工事費について据置きます。)

区 分	現 行				改 正 後			
	直接 工事費	共通 仮設費	現場 管理費	一般 管理費等	直接 工事費	共通 仮設費	現場 管理費	一般 管理費等
一 般 工 事	95%	90%	85%	65%	97%	90%	90%	65%
総合評価適用工事	90%	85%	85%	65%	92%	85%	90%	65%
プラント工事	80%	70%	85%	65%	80%	70%	90%	65%

■適用年月日 平成 29 年 4 月 1 日以後に告示する案件より適用

お問い合わせ先：札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011